

商品概要説明書

J A 営農ローン（法人）

（2020 年 4 月 1 日現在）

商品名	J A 営農ローン（法人）
ご利用いただける方	<p>以下の条件をすべて満たす農業法人等とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当 J A の組合員であること。 ○ 農畜産物販売代金を、J A 口座に入金することが見込まれること。 ○ 原則として三期分の決算書の提出が可能であり、かつ原則直近決算で繰越欠損金を有しないこと。 ○ 設立後 1 年以上 3 年未満の法人等で創業赤字の場合、当初事業計画と大幅な乖離がないこと。 ○ 設立後 1 年以上 3 年未満の法人等である場合、役員・構成員（常勤役員）の前年度税込年収が 150 万円以上であること。 ○ 原則として栃木県農業信用基金協会の保証が受けられること。 ○ 信用状況に不安のないこと。 <p>※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がないことなどをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ その他当 J A が定める条件を満たしていること。
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業経営に必要な運転資金。 <p>※ 負債性資金の借換え対応は行いません。</p>
契約金額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3,000 万円以内（10 万円単位）で、かつ、前年度の J A への農畜産物販売実績額の範囲内または直近の決算書の売上高の範囲内で J A が適切と判断した金額の範囲内とします。
契約期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ ご契約日から 1 年後の応答日の属する月の末日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当 J A がその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とします。
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ○ 変動金利とします。 ○ お借入中の利率は、金融情勢等により都度見直しさせていただきます。 ○ 利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
借入方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当座借越（随時返済型）とします。
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定された貯金口座にご入金された資金は、借越金残高がなくなるまで自動的に返済に充当します。
担保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として、担保は不要です。

保証	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として栃木県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。 ○ 代表者を連帯保証人とします。 ○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。 ○ 連帯保証人を設定させて頂く場合には、連帯保証人とさせて頂く方が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させていただきます。 <ul style="list-style-type: none"> 【法人の場合】 ・ 経営者 (法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方) ・ 大株主 (総株主の議決権の過半数を保有している方など) 【法人以外の場合】 ・ 共同経営者 (お借入される方と共同して事業を行う方) ・ お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方 ○ 「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせて頂くにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の1ヵ月以内に作成されたものに限ります。
保証料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年1月と7月の利息決算日にあわせ、保証料をお支払いいただきます。なお、保証料率は年0.46%です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または事業統括部（電話：0287-62-5510）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 埼玉弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記栃木県JAバンク相談所にお申し出ください。）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ お申込みに際しては、当JA、および栃木県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○ 印紙税が別途必要となります。 ○ 現在のお借入利率やご返済額の試算、保証意思宣明公正証書の必要有無の確認および取得方法等については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。

JAなすの

